

10月号目次

- 施術管理者研修のスケジュールについて
- 2大『施術管理者研修』『実務経験証明』が必要なケース
- 不適切な患者照会で意見交換
- 今月のお歌

緊急事態宣言も明け、そろそろ外食や旅行の計画も立てたいところ…と思つていました。が、巣ごもり慣れしてしまつた体に、吹き付ける冷たい風…。重い腰が中々上がりません。
コロナ禍により、しばらくお会いできていない組合員さんも多くいらつしやいます。が、来年には元気なお姿を見られますよう、皆様の健康をお祈りしております。

施術管理者研修のスケジュールについて



柔整 施術管理者研修予定

(**現在受付中** 受付期間：10/15～11/15) ※すべてオンライン研修

- ・第99回 2022年1月29日(土) ～ 2022年1月30日(日) 定員300名
- ・第100回 2022年2月19日(土) ～ 2022年2月20日(日) 定員300名
- ・第101回 2022年3月19日(土) ～ 2022年3月20日(日) 定員300名

※事前申し込みの時点で各日程の参加人数が100人を下回る場合には、開催中止とすることが決められています。実際に、12月に開催予定だった研修も中止になっていますので、今後研修への参加を予定している方はご留意のうえ、お早目の申込みをご検討ください。

あはき 施術管理者研修予定

(**受付準備中** 受付期間：10月末頃に募集開始) ※すべてオンライン研修

- ・第14回 2022年1月22日(土) ～ 2022年1月23日(日)

もしくは、2022年1月23日(日) ～ 2022年1月24日(月)

いずれかの日程で調整中 ※定員350名

- ・第15回 2022年2月5日(土) ～ 2022年2月6日(日)

もしくは、2022年2月6日(日) ～ 2022年2月7日(月)

いずれかの日程で調整中 ※定員350名

既に受領委任の届出が済んでいる治療院向け 2大『施術管理者研修』『実務経験証明』が必要なケース



皆さんもご存知の通り、厚生局へ受領委任取扱いの申出をする際には、柔整は2018年4月から、鍼灸は2021年1月から、必要様式書類のほか、『実務経験期間証明書(の写し)』および『施術管理者研修修了証(の写し)』の提出が必要となっています。本紙でも何度もお伝えしてきたことですので、「また、この話してる!」と思われる方もいらっしゃるかもしれません。ですが、健康保険を取扱っている組合員さんにとっては非常に重要な要件ですので、以下の2ケースについて、改めてご一読お願いいたします。

1. 今まで施術管理者だったAさんから、別の施術者Bさんへ変更する

勤務施術者さんを雇って経営されている治療院さんでは、上記のケースがあるかもしれません。この場合、新規申出の手続きの中で、通常書類一式に加えて、Bさんの『実務経験期間証明書(の写し)』および『施術管理者研修修了証(の写し)』が必要になります。

2. 施術所を移転すると同時に、施術所名称又は開設者を変更する

施術所住所を移転(かつ、施術管理者は継続して同じ人)の場合には、通常の新規申出の書類のみで、『実務経験期間証明書(の写し)』および『施術管理者研修修了証(の写し)』は必要ありません。ですが、移転と同時に施術所名称を変更した場合、または開設者を変更(法人⇄個人も含む)した場合には、施術管理者の『実務経験期間証明書(の写し)』および『施術管理者研修修了証(の写し)』が必要になります。

★【実務経験期間証明書】について

柔整：受領委任取扱いの申出をしている施術所(*1)で1年間(*2)、柔道整復師として従事したこと

(*1 受領委任を取扱っていない整骨院、病院、リハビリ施設等は含まれない)

(*1 過去に自分が開設していた施術所でもOK)

(*2 特例により現在は1年間の実務経験となっているが、令和4年4月～令和6年3月の届出では2年間、令和6年4月以降の届出では3年間の実務経験が求められる事になる)

(*2 実務経験期間は、複数の施術所の合計の年数でOK)

あはき：

①各免許を取得後、保健所に届出のされている施術所(*1)で1年間(*2)実務に従事したこと

(*1 保健所に届出のされていない施術所、病院、リハビリ施設等は含まれない)

(*2 実務経験期間は、複数の施術所の合計の年数で OK)

②実務経験期間に関わらず、過去に施術管理者(出張専門施術者を含む。)として受領委任取扱いの申出をしたことのあるもの

…②の場合で、過去に厚生局より送付を受けた『療養費の受領委任の取扱いの承諾について』の写しがあれば、実務経験期間証明書の提出は不要

★【施術管理者研修修了証】について

【施術管理者研修】については、現在、月に1回のペースで開催されているオンライン研修です。2日間で16時間の日程で、柔整は20,000円、あはきは23,000円の受講料が必要になります。受講するには事前予約が必要で、基本的に受講日の2ヶ月～5ヶ月前に期間限定で受付が始まります。希望する日程の直前に受講予約は出来ません。

また、施術管理者研修修了証の発行自体は、研修の開催日からおよそ2週間後に送付されてきます。もし受講してすぐに厚生局へ受領委任取扱いの申出をしたいと思っても、修了証が届くまでには時間がかかりますので、その旨ご注意ください。

あはきの受領委任取扱いについては、現在、『施術管理者研修修了証の写し』を申出時に提出する代わりに、『確約書(施術管理者研修)』を提出することによって、あわてて研修を受けなくても、1年以内に修了証を厚生局に出せば OKという特例が定められています。これにより要件開始直後の混乱は解消されているところですが、この特例が、今年の12月31日をもって終了します。来年以降に、前述したケースに当てはまる状況が想定される治療院さんは、是非、受講予約をお早めに。



全整協 22の個人契約団体集め 不適切な患者照会で意見交換

全整協は、日本個人契約柔整師連盟(岸野雅方会長、日個連)と全国柔道整復師連合会(田中威勢夫代表理事、全整連)が結集し、昨年4月に発足。岸野氏と田中氏が共同代表を務める。

厚労省「機械的に行う健保組合は改善を」

今回の開催に当たっては、柔整団体から「不適切と思われる事例」が聴取され、▽月に1階の通院で照会を実施、▽保険医療機関に受診しなかった理由を求める設問がある、▽施術所に相談してはならないとの記載がある、など10を超える事例が集ま

った。事前にこれらの情報提供を受けていた厚労省の健康保険組合指導調整官は「早急に対応しないといけないと思っている。中でも、請求の中身も見ず、単に機械的に照会をかけている場合は改善が必要だ」と見解を示した。また、事例それぞれの健保組合に対し、厚労省から問い合わせをしたようで、「一部、文書が古いままだった」「外部点検業者が月1回通院や1部位の患者も照会しているとは思っていなかった」「誤解のないよう表現を改善する」といった回答が聞かれ、概ね改善への姿勢を示して貰えたと述べた。

質疑応答では、柔整側から「いつまで経っても患者照会中と言われ、支払われない」「柔整師に相談するな、との記載をよく見るが、個別に指導や対応する手間を考えれば、事務連絡や内かんに示されている内容を健保組合に一斉に周知したらいいのでは」などの不満や要望が出た。指導調整官は、「平成30年に不適切と思われる患者照会に関する通報・相談窓口を設置し、照会自体は減ったという認識でいる。今後も窓口を活用してもらえれば、対応したい」とコメントした。

その後、柔整療養費検討専門委員会の施術者側委員を務める田畑興介氏（全整連理事）が、8月6日開催の第18回会議の審議状況を報告。「明細書の義務化」を含む三つの議題の概要・要点をまとめて話したほか、柔整審査会の面接確認に絡んだ自らの発言に言及。「面接確認をする委員は、自身の団体の所属会員の面接を行わない」旨の規定が公平性の観点から定められている中、社団所属の審査委員しかいない都道府県もある点を指摘したと述べ、これを受けて厚労省から全国の柔整審査会の実態を今後調査する意向を示す発言があり、前向きに捉えてくれたと報告した。

令和3年9月25日 鍼灸柔整新聞 第1153号より引用



…… 第13支部 室蘭市
西江 須美先生より



- デジタルのヘルスマーター 音声で
年を知らせる 誕生の朝
- 確実に 夏の暑さが 秋風に
湯船のメモリ 一つ上げたる



北極星 次号は、**1月発行予定**です。
よろしくお願いたします。